外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である目黒正行が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年四月二十六日

東京都港区西新橋一丁目二番九号日比谷セントラルビル五階

リーダーズ　ダイジェスト　グローバル　アドバタイジング　リミテッド

日本における代表者　目黒　正行

限定承認公告

本籍埼玉県川口市大字芝二七八五番地、最後の住所埼玉県川口市芝樋ノ爪二丁目一一番九号

被相続人　亡　持田　茂樹

右被相続人は平成二十五年一月五日死亡し、その相続人は平成二十五年四月十七日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十六日

東京都三鷹市牟礼五丁目九番三三号

相続財産管理人　持田　英樹

限定承認公告

本籍大阪市東住吉区山坂四丁目一九番地、最後の住所京都市西京区山田四ノ坪町一一番地　四サントル西京六〇三号

被相続人　亡　大木　皖

右被相続人は平成二十五年二月十七日死亡し、その相続人は平成二十五年四月十六日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十六日

滋賀県草津市大路三丁目四番六八号

相続財産管理人　南　芳子

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金八億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十五年一月二十九日付官報の号外第七八号五十七頁に掲載されています。

平成二十五年四月二十六日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内

Ｂｏｒｅａｓ特定目的会社

取締役　中村　博康

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九億六千万円減少し、五億二千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十五年五月二十八日であり、社員総会の決議は平成二十五年四月二十二日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年八月二十一日

掲載頁　五十八頁（号外第一八〇号）

平成二十五年四月二十六日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

ＳＣＧ２０特定目的会社

取締役　石田　泉

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十三億六千万円減少し、金三千百七十万円とし、発行済優先出資総口数のうち、二万七千二百口（ただし、第一号優先出資について一万三千八百七十二口、第二号優先出資について一万三千三百二十八口）を一口に対して金五万円をもって有償消却することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度の貸借対照表の要旨は、平成二十四年十二月十八日付官報の号外第二七四号五十七頁に掲載されています。

平成二十五年四月二十六日

東京都文京区関口一丁目七番五号

Ｓｈｉｂａ特定目的会社

取締役　伊藤　秀邦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十億円減少し、三十五億円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十五年五月二十九日であり、社員総会の決議は、平成二十五年四月二十五日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十四年八月十七日付官報の号外第一七八号五十七頁に掲載されています。

平成二十五年四月二十六日

東京都中央区日本橋本町一丁目九番一三号

メック都市開発１号特定目的会社

取締役　見上　正美

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二十七億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、平成二十五年五月二十七日までにお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

平成二十五年四月二十六日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内

Ｇａｎｇｅｓ特定目的会社

取締役　目黒　正行

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三千百十五万七千六百五十九円減少し金十八億二千九百六十五万五千九百一円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表及び損益計算書の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年三月二十九日

掲載頁　七十四頁（号外第六十八号）

平成二十五年四月二十六日

東京都港区赤坂九丁目一番七号

タイト・バインディング特定目的会社

取締役　山本　祐紀

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を九億六千万円減少して五億二千万円とし、発行済第一優先出資一万九千二百口を消却することにいたしましたので、当社の第一優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年五月二十八日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年四月二十六日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

ＳＣＧ２０特定目的会社

取締役　石田　泉

正誤

ページ	段	行	誤	正
二三	一	五	第〇〇号	第一号
七四	六	一・二	一・三	
〃	〃	一・三	一・二	
九二	一	一八 終りから	5月31日	5月24日
〃	三	四	平成24年	平成25年
〃	四	七	9月13日	9月6日
一五三	一	一三 終りから	被相続人　亡　木村　鶴次	被相続人　亡　木村　鶴次郎

平成二十五年三月二十九日法務省訓令第一号（被疑者補償規程の一部を改正する訓令）（原稿誤り）

平成二十五年三月十二日国土交通省告示第二百二十八号（平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件）（原稿誤り）

七ページ四段九行目から一一行目中「この告示は、公布の日から施行し、独立行政法人都市再生機構がこの告示の施行の日以降に締結する」は「この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十五年二月十四日以降に締結した」の誤り。

平成二十五年四月十五日（号外第八十一号）官庁報告欄国家試験の部（中小企業診断士試験に関する公告）（原稿誤り）

平成二十五年四月十九日掲載の静岡家庭裁判所沼津支部に係る平成二十五年（家）第二〇九号相続権主張の催告中（印刷誤り）

平成二十五年四月二十四日（号外第八十八号）掲載の（甲）株式会社ＭＢＫＰ３、（乙）株式会社コメダ、（丙）株式会社フランスパンに係る合併公告及び決算公告（枠組）中（印刷誤り）

五八ページ三段目（乙）株式会社コメダ「代表取締役　安田　隆之」とあるのは「代表執行役　安田　隆之」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月二十六日付第九〇号九

六ページ●同日付政府調達第七八号一五二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部（配送料別）一三六円（本体一三〇円）